

**平成26年第2回泉南市議会定例会議案書**

## 議 案 一 覧 表

(平成26年6月25日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	9
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	15
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））	21
報 告	5	専決処分の承認を求めるについて（平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））	27
報 告	6	平成25年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	35
報 告	7	平成25年度大阪府泉南市一般会計事故繰越し繰越計算書について	37
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	39
議 案	2	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	3	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議 案	4	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	51

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	5	泉南市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	6	平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	63
議 案	7	平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	99
議 案	8	平成26年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）	109

報告第1号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が平成26年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南州市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南州市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第1項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附則第5条を次のように改める。

### 第5条 削除

附則第5条の2及び第5条の3を削る。

附則第6条の3第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第6条の4の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に、「市町村」を「市」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に、「市町村」を「市」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項を第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6条の4の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第7条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の4第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第12条第1項を次のように改める。

第45条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第45条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第12条第2項を削る。

附則第12条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第6条の4の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の4の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の4の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第6条の4の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第6条の4の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第7条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。



報告第2号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、都市計画税についての制度改正が平成26年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 3 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和 36 年泉南市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 14 項中「第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項」を「第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）等が平成26年3月31日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が平成26年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行なう必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南市条例第9号

### 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

### 専決理由

保育子育て支援事業において、年度内にその支出が終わらない見込みであり、翌年度に繰り越して使用するために設定が必要な繰越明許費について、所要の措置を講ずる必要があるため、専決処分したものである。

専決甲第5号

## 平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

平成25年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦



第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	児 童 福 祉 費	保育子育て支援事業	14,009千円

報告第5号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### 専決理由

平成25年度国民健康保険事業特別会計を閉鎖するについて402,306千円の赤字となるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当のうえ決算を行うことから、平成26年度予算において不足額の措置を必要とするため専決処分したものである。

専決甲第6号

## 平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,917,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月30日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 諸収入		342,549	402,306	744,855
	3) 雑入	342,197	402,306	744,503
歳入合計		8,514,713	402,306	8,917,019

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)繰上充用金			402,306	402,306
	1)前年度繰上充用金		402,306	402,306
歳 出	合 計	8,514,713	402,306	8,917,019

平成 2 6 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9 諸 収 入		342,549	402,306	744,855			
(3) 雑 入		342,197	402,306	744,503			
	6) 雑 入	331,836	402,306	734,142	1. 雑 入	402,306	
歳 入 合 計		8,514,713	402,306	8,917,019			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入





## 平成25年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	庁舎改修事業	円 48,000,000	円 48,000,000	円	円 31,000,000	円 17,000,000
総務費	総務管理費	地域防災計画改定事業	6,155,000	6,155,000			6,155,000
民生費	児童福祉費	保育子育て支援事業	14,009,000	14,009,000		10,709,000	3,300,000
衛生費	保健衛生費	火葬場建設事業	27,724,000	27,724,000		18,362,000	9,362,000
農林水産業費	農業費	泉南地区農免農道整備事業	11,250,000	11,250,000		7,200,000	4,050,000
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	8,528,000	8,528,000		8,106,000	422,000
土木費	都市計画費	樽井駅・新家駅周辺整備事業	45,000,000	32,007,000		24,000,000	8,007,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	45,414,000	45,414,000		45,413,000	1,000
教育費	小学校費	小学校施設耐震化事業	187,200,000	187,200,000		187,029,000	171,000
教育費	中学校費	中学校施設保全整備事業	64,223,000	64,223,000		63,735,000	488,000
教育費	保健体育費	市民体育館施設耐震化事業	90,733,000	90,733,000		90,693,000	40,000
合 計			548,236,000	535,243,000		486,247,000	48,996,000

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

## 平成25年度大阪府泉南市一般会計事故繰越し繰越計算書について

平成25年度大阪府泉南市一般会計の事故繰越しに係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

平成25年度大阪府泉南市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般 財源	
総務費	総務管 理費	庁舎改 修事業	円 51,137,160	円 32,752,446	円 18,384,714	円 18,384,714	円 18,300,000	円 84,714		自家発電設備設置と耐震補強工事を一体的に実施する庁舎改修工事(建築)において、工事着手後、庁舎の基礎部分の施工不良が判明し、その対応協議に時間を要したため。	

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市岡田三丁目18番7号  
氏 名 柳澤 泰志（やなぎさわ やすし）  
生年月日 昭和43年4月8日  
職 業 会社役員、神社禰宜

提案理由

柳澤 泰志氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め任命したいので、提案するものである。

## 議案第1号参考

### 柳澤 泰志氏 経歴

平成	3年	3月	皇學館大学文学部神道学科卒業
同	3年	4月	ガス開発株式会社入社
同	3年	4月	里外神社 禰宜就任（現在に至る）
同	18年	4月	泉南市立西信達小学校PTA会長
同	19年	5月	西信達地区地域教育協議会会長
同	19年	7月	ガス開発株式会社 代表取締役就任（現在に至る）
同	21年	4月	泉南市立西信達中学校PTA会長
同	22年	6月	西信達地区地域教育協議会会長
同	22年	6月	泉南市教育委員会委員

議案第 2 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定  
について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 6 月 2 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市の魅力を発信するためのマスコットキャラクターを選定するにあたり、選定委員会を設置する必要があるので、本条例を提案するものである。

## 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中泉南市総合交流拠点施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

泉南市マスコットキャラクター選定委員会	市のマスコットキャラクターのデザイン及び名称に関する事項
---------------------	------------------------------

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中総合交流拠点施設指定候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

マスコットキャラクター選定委員会委員	日額 7,500円
--------------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 6 月 2 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 1 8 年度給与構造改革における現給保障制度を、平成 2 6 年 8 月 3 1 日をもって廃止することに伴い、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。



泉南市条例第 号

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
附則第7項中「職員を除く。）には」の次に「、平成26年8月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 6 月 25 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、公布日以降順次施行される市民税等の制度改正について、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

## 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第16条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第20条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第20条の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第39条第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第42条の13第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第46条及び第48条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第73条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、

同号ウ中「1, 600円」を「2, 400円」に改め、同号エ中「2, 500円」を「3, 700円」に改め、同条第2号ア中「2, 400円」を「3, 600円」に、「3, 100円」を「3, 900円」に、「5, 500円」を「6, 900円」に、「7, 200円」を「10, 800円」に、「3, 000円」を「3, 800円」に、「4, 000円」を「5, 000円」に改め、同号イ中「1, 600円」を「2, 400円」に改め、同号ウ中「4, 700円」を「5, 900円」に改め、同条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第3条の4中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項）」を「公益法人等（同条第6項から第11項）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条の2の4中「附則第11条の2第1項」を「附則第11条第1項」に改める。

附則第9条の6の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第9条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号 ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円

	5,000円	6,000円
--	--------	--------

附則第10条第1項中「第16条及び第19条」を「第16条第1項及び第2項並びに第19条」に改める。

附則第10条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第10条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続もしくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加え、「附則第19条」を「附則第10条」に改める。

附則中第13条から第14条までを削り、第15条を第13条とする。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成25年泉南市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第11条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第12条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第3号中「第6条の2の4第1項」を「第6条の2の4」に改め、「改正規定」の次に「(附則第11条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第20条及び第20条の2の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第3条の4及び第10条の3第2項の改正規定、第13条から第14条までを削る改正規定並びに附則第15条を第13条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第73条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第9条の7に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第11条、第39条、第42条の13第1項及び附則第9条の7の改正規定並びに次条第6項、附則第4条及び第5条（新条例附則第9条の7に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第16条第5項、附則第6条の2の4、第10条第1項及び第10条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第46条及び第48条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第3条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 新条例第16条第5項、附則第6条の2の4及び第10条第1項の規定は、平成29年度以後の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第20条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第73条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第9条の7の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第9条の7の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第73条及び新条例附則第9条の7の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第73条第2号ア	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第9条の7の表以外の部分	第73条	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条
新条例附則第9条の7の表第73条第2号アの項	第73条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円



議案第 5 号

泉南市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 6 月 25 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められることに伴い、本市関係条例中で引用されている文言を整理する必要から、本条例を提案するものである。

## 泉南市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年泉南市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第6号

平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成26年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,552,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,300,000	34,749	2,334,749
	1)地方交付税	2,300,000	34,749	2,334,749
(12)分担金及び負担金		252,268	2,148	254,416
	1)分 担 金	35,594	2,148	37,742
(13)使用料及び手数料		368,470	783	369,253
	1)使 用 料	215,745	783	216,528
(14)国庫支出金		3,936,750	88,730	4,025,480
	2)国庫補助金	525,032	88,665	613,697
	3)国庫委託金	14,535	65	14,600
(15)府支出金		1,582,305	3,480	1,585,785
	2)府補助金	462,009	3,480	465,489
(18)繰 入 金		1,003,251	46,655	1,049,906
	1)基金繰入金	1,002,299	46,655	1,048,954
(19)諸 収 入		206,107	351	206,458
	6)雑 入	192,005	351	192,356

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(20)市債		1,654,600	158,400	1,813,000
	1)市債	1,654,600	158,400	1,813,000
歳入	合計	21,217,519	335,296	21,552,815

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		1,895,220	41,356	1,936,576
	1)総務管理費	1,428,330	41,356	1,469,686
(3) 民生費		10,360,574	△708	10,359,866
	1)社会福祉費	3,000,810	470	3,001,280
	2)児童福祉費	3,747,572	△1,178	3,746,394
(4) 衛生費		1,596,346	34,934	1,631,280
	1)保健衛生費	443,892	34,934	478,826
(5) 農林水産業費		116,246	35,128	151,374
	1)農業費	112,472	35,128	147,600
(7) 土木費		1,213,915	191,079	1,404,994
	2)道路橋梁費	196,126	49,644	245,770
	3)河川費	9,508	6,000	15,508
	4)都市計画費	837,670	89,615	927,285
	5)住宅費	52,728	45,820	98,548
(8) 消防費		820,165	9,000	829,165
	1)消防費	820,165	9,000	829,165

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 教育費		1,676,385	9,507	1,685,892
	2)小学校費	390,446	861	391,307
	3)中学校費	126,641	4,600	131,241
	5)社会教育費	385,064	3,100	388,164
	6)保健体育費	78,340	946	79,286
(13)災害復旧費		8,000	15,000	23,000
	1)公共土木施設災害復旧費	8,000	15,000	23,000
歳出	合計	21,217,519	335,296	21,552,815

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
住宅建替事業 (平成26年度)	平成26年度～ 平成27年度	385,000千円



1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償 還 方 法	そ の 他	
防災行政無線整備事業	千円 14,400	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内  6 <small>(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては当該見直し後の利 率)</small>	政 府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀 行 その他	年以内  15	年以内  3	年賦又は半年賦、元利均 等償還若しくは元金均等 償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内にお いて借入先に融通条件が ある場合は、その条件に 従うことができる。また、 償還期限及び据置期間を 短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換える ことができる。	
保健センター改修事業	25,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
農道整備事業	14,900	〃	〃	〃	20	〃	〃	〃	
溜池改修事業	3,200	〃	〃	〃	15	〃	〃	〃	
道路整備事業	56,700	〃	〃	〃	30	5	〃	〃	
住宅整備事業	23,300	〃	〃	〃	25	3	〃	〃	
河川改修事業	2,700	〃	〃	〃	20	〃	〃	〃	
排水路改修事業	2,700	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
老人集会場整備事業	300	〃	〃	〃	15	〃	〃	〃	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	
災害復旧事業	千円 8,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内  6 <small>(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては当該見直し後の利 率)</small>	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 23,000	補正前と同じ	年%以内	補正前と同じ	補正前と同じ

平成26年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,300,000	34,749	2,334,749			
(1)	地方交付税	2,300,000	34,749	2,334,749			
	1) 地方交付税	2,300,000	34,749	2,334,749	1. 地方交付税	34,749	
1 2	分担金及び負担金	252,268	2,148	254,416			
(1)	分 担 金	35,594	2,148	37,742			
	2) 農林水産業費分担金		2,148	2,148	1. 溜池改修事業分担金	2,148	
1 3	使用料及び手数料	368,470	783	369,253			
(1)	使 用 料	215,745	783	216,528			
	5) 土木使用料	136,025	783	136,808	3. 公園使用料	783	りんくう南浜2号公園用地使用料
1 4	国庫支出金	3,936,750	88,730	4,025,480			
(2)	国庫補助金	525,032	88,665	613,697			
	2) 衛生費補助金	4,924	667	5,591	2. がん検診推進事業補助金	667	
	3) 土木費補助金	1,775	76,265	78,040	2. 信達樽井線改良事業補助金	16,830	
					3. 砂川樫井線新設事業補助金	25,630	

款 14 国庫支出金      項 2 国庫補助金      目 3 土木費補助金

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目 3 土木費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					4. 公営住宅整備事業 補助金	22,099	
					5. 橋梁改修等事業補 助金	11,550	
					6. 建築物耐震化支援 事業補助金	156	
	5) 総務費補助金		11,733	11,733	1. 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	11,733	
(3) 国庫委託金		14,535	65	14,600			
	1) 総務費委託金	345	65	410	1. 自衛官募集事務委 託金	65	
15 府支出金		1,582,305	3,480	1,585,785			
(2) 府補助金		462,009	3,480	465,489			
	2) 民生費補助金	362,009	△2,520	359,489	12. 安心子ども基金事 業補助金	△2,520	
	4) 農林水産業費補助 金	17,880	6,000	23,880	9. 耐震対策農業水利 施設整備事業補助 金	6,000	
18 繰入金		1,003,251	46,655	1,049,906			
(1) 基金繰入金		1,002,299	46,655	1,048,954			

	1) 公共施設整備基金 繰入金	300,000	45,859	345,859	1. 公共施設整備基金 繰入金	45,859	
	6) ふるさと泉南水な す基金繰入金	3,050	796	3,846	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	796	
19 諸収入		206,107	351	206,458			
(6) 雑入		192,005	351	192,356			
	1) 雑入	192,005	351	192,356	13. 雑入	351	大阪府南部防災拠点体育館利用料
20 市債		1,654,600	158,400	1,813,000			
(1) 市債		1,654,600	158,400	1,813,000			
	1) 総務債	97,200	14,400	111,600	3. 防災行政無線整備 事業債	14,400	
	2) 衛生債	9,300	25,200	34,500	2. 保健センター改修 事業債	25,200	
	5) 災害復旧事業債	8,000	15,000	23,000	1. 災害復旧事業債	15,000	公共土木施設災害
	6) 農林水産業債		18,100	18,100	1. 農道整備事業債	14,900	
					3. 溜池改修事業債	3,200	
	7) 土木債		85,400	85,400	1. 道路整備事業債	56,700	
					2. 住宅整備事業債	23,300	
					3. 排水路改修事業債	2,700	

款 20 市 債 項 1 市 債 目 7 土 木 債

款 20 市 債 項 1 市 債 目 7 土 木 債

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					4. 河川改修事業債	2,700	
	9) 民 生 債		300	300	3. 老人集会場整備事業債	300	
歳 入 合 計		21,217,519	335,296	21,552,815			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	1,895,220	41,356	1,936,576		26,994	14,362	
				国庫支出金	11,798		
				繰入金	796		
				市債	14,400		
(1)総務管理費	1,428,330	41,356	1,469,686		26,994	14,362	
				国庫支出金	11,798		
				繰入金	796		
				市債	14,400		
1)一般管理費	158,200	3,065	161,265		65	3,000	
				国庫支出金	65		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 18. 備品購入費		3,000 65	
[5]庁舎管理事業	54,670	65	54,735		65		総務課
				国庫支出金	65		
				[自衛官募集事務委託金	65]		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	65	器具購入費	54

款 2 総 務 費      項 1 総務管理費      目 1 一般管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[10]庁舎改修事業	2,350	3,000	5,350		3,000	総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,000	設計委託料	2,350
8)財産管理費	52,384	5,508	57,892		5,508		
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	642		6
				8. 報 償 費	35		5,622
				9. 旅 費	42		1,159
				11. 需 用 費	16		
14. 使用料及び賃借料	519						
18. 備品購入費	4,254						
[ 3]車両管理事業	12,938	4,254	17,192		4,254	総務課	
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	4,254	自動車購入費	
[ 4]ファシリティマ ネジメント推進 事業		1,254	1,254		1,254	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	642	アルバイト賃金	
				8. 報 償 費	35	講師謝礼	
				9. 旅 費	42	普通旅費	
				11. 需 用 費	16	消耗品費	
				14. 使用料及び賃借料	519	情報システム借上料	
9)企 画 費	92,447	19,082	111,529	15,196	3,886		
				繰入金			
				796			
				市債			
				14,400			



				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	48		90
				11. 需 用 費	323		1,540
				13. 委 託 料	911		3,300
				19. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	17,800		8,411
[11]防災対策推進事業	449	486	935		486	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	486	避難所看板作製委託料	101
[13]防災情報伝達推進事業	5,195	16,000	21,195		14,400	1,600	危機管理課
				市債	14,400		
				[防災行政無線整備事業債	14,400]		
				節 区 分	金 額		
				19. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	16,000	防災行政無線再整備事業負担金	692
[17]シティブランド創出事業		796	796		796	政策推進課	
				繰入金	796		
				[ふるさと泉南水なす基金繰入金	796]		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	48	講師謝礼 記念品代	23 25
				11. 需 用 費	323	印刷製本費	
				13. 委 託 料	425	デザイン作成委託料	

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

## 款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 9 企画費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[18] 自主防災組織強化事業		1,800	1,800		1,800	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,800	自主防災組織育成補助金	
10) 情報管理費	190,112	13,701	203,813	11,733	1,968		
				国庫支出金 11,733			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	13,701		157,374
[ 3] 住民情報記録システム事業	152,766	13,701	166,467	11,733	1,968	総務課	
				国庫支出金 11,733			
				[ 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 11,733]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	13,701	電算システム改修委託料	149,866
3 民生費	10,360,574	△708	10,359,866	△2,064	1,356		
				国庫支出金 156			
				府支出金 △2,520			
				市債 300			
( 1) 社会福祉費	3,000,810	470	3,001,280	456	14		
				国庫支出金 156			

				市債 300			
12)老人集会場費	24,901	470	25,371	456	14		
				国庫支出金 156			
				市債 300			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	470		2,345
[ 2]老人集会場改修 事業		470	470	456	14	長寿社会推進課	
				国庫支出金 156			
				[建築物耐震化支援 事業補助金 156]			
				市債 300			
				[老人集会場整備事 業債 300]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	470	設計委託料	
( 2)児童福祉費	3,747,572	△1,178	3,746,394	△2,520	1,342		
				府支出金 △2,520			
5)保育子育て支援 費	83,665	△2,520	81,145	△2,520			
				府支出金 △2,520			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△180		4,233

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 5 保 育 子 育 て 支 援 費

## 款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 5 保 育 子 育 て 支 援 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	△220		638
				13. 委 託 料	△1,500		1,932
				14. 使用料及び賃借料	△100		247
				18. 備品購入費	△520		841
[ 2]保育子育て支援事業	9,168	△2,520	6,648	△2,520		保育子育て支援課	
				府支出金	△2,520		
				[安心こども基金事業補助金	△2,520]		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△180	講師謝礼	4,233
				11. 需 用 費	△220	消耗品費	638
				13. 委 託 料	△1,500	上演委託料	1,932
				14. 使用料及び賃借料	△100	会場借上料	247
				18. 備品購入費	△520	器具購入費	841
10) 障害児通所給付費	102,541	1,342	103,883		1,342		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,342		
[ 1]障害児通所給付事業	102,541	1,342	103,883		1,342	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,342	システム構築委託料	
4 衛 生 費	1,596,346	34,934	1,631,280		25,867		
				国庫支出金	667		

				市債 25,200			
(1)保健衛生費	443,892	34,934	478,826	25,867	9,067		
				国庫支出金 667			
				市債 25,200			
1)保健センター費	81,256	33,600	114,856	25,200	8,400		
				市債 25,200			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	33,600		
[5]施設整備事業		33,600	33,600	25,200	8,400	保健推進課	
				市債 25,200			
				[保健センター改修 事業債 25,200]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	33,600		
5)成人病対策費	42,550	1,334	43,884	667	667		
				国庫支出金 667			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,334		36,985
[2]成人健康診査事業	39,395	1,334	40,729	667	667	保健推進課	
				国庫支出金 667			

款 4 衛 生 費 項 1 保健衛生費 目 5 成人病対策費

## 款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費 目 5 成 人 病 対 策 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[がん検診推進事業 補助金 667]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,334	電算委託料	36,985
5 農林水産業費	116,246	35,128	151,374	26,248	8,880		
				分担金及び負担金 2,148			
				府支出金 6,000			
				市債 18,100			
(1) 農 業 費	112,472	35,128	147,600	26,248	8,880		
				分担金及び負担金 2,148			
				府支出金 6,000			
				市債 18,100			
3) 農業振興費	20,415	23,000	43,415	14,900	8,100		
				市債 14,900			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	23,000		17,940
[5] 泉南地区農免農 道整備事業		23,000	23,000	14,900	8,100	産業観光課	
				市債 14,900			

				[農道整備事業債 14,900]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	23,000	泉南地区農免農道整備事業負担金	
4) 農 地 費	14,094	400	14,494		400		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	400		
[ 1] 農道水路改修事 業	14,094	400	14,494		400	産業観光課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	400	耕地事業補助金	
7) 溜池改修事業費		11,728	11,728	11,348	380		
				分担金及び負担金 2,148			
				府支出金 6,000			
				市債 3,200			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 19. 負担金、補助及び 交付金	6,000 5,728		
[ 1] 溜池改修事業		11,728	11,728	11,348	380	産業観光課	
				分担金及び負担金 2,148			
				[溜池改修事業分担 金 2,148]			

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 7 溜池改修事業費

## 款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 7 溜池改修事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 6,000			
				[耐震対策農業水利 施設整備事業補助 金 6,000]			
				市債 3,200			
				[溜池改修事業債 3,200]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	6,000	物件調査委託料	
				19. 負担金、補助及び 交付金	5,728	府営土地改良事業負担金	
7 土 木 費	1,213,915	191,079	1,404,994	173,151	17,928		
				使用料及び手数料 783			
				国庫支出金 76,109			
				繰入金 10,859			
				市債 85,400			
(2)道路橋梁費	196,126	49,644	245,770	46,209	3,435		
				国庫支出金 11,550			
				繰入金 10,859			
				市債 23,800			
3)道路維持費	75,203	21,000	96,203	19,950	1,050		



				国庫支出金 11,550			
				市債 8,400			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工事請負費	7,000 14,000		6,870 15,900
[ 1]道路維持管理事業	37,900	21,000	58,900	19,950	1,050	道路課	
				国庫支出金 11,550 [橋梁改修等事業補助金 11,550]			
				市債 8,400 [道路整備事業債 8,400]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	7,000	設計委託料	6,870
				15. 工事請負費	14,000		15,000
5)道路新設改良費		28,644	28,644	26,259	2,385		
				繰入金 10,859			
				市債 15,400			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 9. 旅 費 11. 需 用 費 12. 役 務 費 13. 委 託 料 15. 工事請負費 17. 公有財産購入費	200 30 70 344 5,000 17,700 5,300		

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

## 款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[ 1]道路新設改良事業		28,644	28,644		26,259	2,385	道路課
				繰入金	10,859		
				[公共施設整備基金 繰入金	10,859]		
				市債	15,400		
				[道路整備事業債	15,400]		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	200		超勤手当
				9.旅 費	30		普通旅費
				11.需 用 費	70		消耗品費 60 印刷製本費 10
				12.役 務 費	344		郵便料 1 不動産鑑定料 343
				13.委 託 料	5,000		測量設計委託料 3,000 土地測量委託料 2,000
				15.工事請負費	17,700		
17.公有財産購入費	5,300						
( 3)河 川 費	9,508	6,000	15,508	5,400	600		
				市債			
				5,400			
2)河川維持改良費	2,411	3,000	5,411	2,700	300		
				市債			
				2,700			

				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,000		
[ 1]河川管理事業	2,411	3,000	5,411	2,700	300	下水道整備課	
				市債 2,700 [河川改修事業債 2,700]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,000		
4)排水路維持改修費	2,799	3,000	5,799	2,700	300		
				市債 2,700			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,000		
[ 1]排水路管理事業	2,799	3,000	5,799	2,700	300	下水道整備課	
				市債 2,700 [排水路改修事業債 2,700]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,000		
( 4)都市計画費	837,670	89,615	927,285	76,143	13,472		
				使用料及び手数料 783			
				国庫支出金 42,460			
				市債 32,900			
2)公園管理費	38,766	0	38,766	783	△783		

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 2 公園管理費

## 款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 2 公園管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				使用料及び手数料 783			
[ 1]人件費事業	586	0	586	470	△470		
				使用料及び手数料 470			
				[りんくう南浜2号公園 園用地使用料 470]			
[ 2]公園緑地等維持 管理事業	38,180	0	38,180	313	△313		
				使用料及び手数料 313			
				[りんくう南浜2号公園 園用地使用料 313]			
3)公共下水道費	743,368	8,960	752,328		8,960		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	8,960		743,368
[ 1]下水道事業特別 会計繰出金事業	743,368	8,960	752,328		8,960	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	8,960	下水道事業特別会計への繰出金	743,368
4)都市計画道路事 業費		80,155	80,155	75,360	4,795		
				国庫支出金 42,460			
				市債 32,900			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	400		

				9.旅 費 11.需 用 費 12.役 務 費 13.委 託 料 15.工事請負費 17.公有財産購入費 22.補償、補填及び賠償金	46 120 89 45,300 3,600 3,200 27,400		
[ 1]信達樽井線改良事業		32,764	32,764	29,830	2,934	道路課	
				国庫支出金 16,830 [信達樽井線改良事業補助金 16,830]			
				市債 13,000 [道路整備事業債 13,000]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	200	超勤手当	
				9.旅 費	16	普通旅費	
				11.需 用 費	60	消耗品費	
				12.役 務 費	88	郵便料 不動産鑑定料	1 87
				13.委 託 料	1,800	物件調査委託料 土地測量委託料	1,500 300
				17.公有財産購入費	3,200		
				22.補償、補填及び賠償金	27,400		
[ 2]砂川榎井線新設事業		47,391	47,391	45,530	1,861	道路課・都市計画課	
				国庫支出金 25,630			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

## 款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[砂川樫井線新設事業補助金 25,630]			
				市債 19,900 [道路整備事業債 19,900]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	200	超勤手当	
				9. 旅 費	30	普通旅費	
				11. 需 用 費	60	消耗品費	
				12. 役 務 費	1	郵便料	
				13. 委 託 料	43,500	道路課 設計委託料 都市計画課 図書作成委託料	43,000 500
				15. 工事請負費	3,600		
5) 和泉砂川駅周辺 整備事業費		500	500		500		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	500		
[ 1 ] 和泉砂川駅周辺 整備事業		500	500		500	都市計画課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	500	図書作成委託料	
( 5 ) 住 宅 費	52,728	45,820	98,548	45,399	421		
				国庫支出金 22,099			

				市債 23,300			
2)住宅建替事業費		45,820	45,820	45,399	421		
				国庫支出金 22,099			
				市債 23,300			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	200		
				9.旅 費	37		
				11.需用費	100		
				15.工事請負費	43,000		
				22.補償、補填及び賠償金	2,483		
[ 1]住宅建替事業		45,820	45,820	45,399	421	住宅公園課	
				国庫支出金 22,099			
				[公営住宅整備事業 補助金 22,099]			
				市債 23,300			
				[住宅整備事業債 23,300]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	200	超勤手当	
				9.旅 費	37	普通旅費	
				11.需用費	100	消耗品費	
				15.工事請負費	43,000		
				22.補償、補填及び賠償金	2,483		
8消 防 費	820,165	9,000	829,165		9,000		

款 8 消 防 費

## 款 8 消 防 費 項 1 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
( 1 ) 消 防 費	820,165	9,000	829,165		9,000		
3) 消防施設整備事業費		9,000	9,000		9,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料 15. 工事請負費	1,000 8,000		
[ 1 ] 消防水利整備事業		9,000	9,000		9,000	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	1,000	新設消火栓設置委託料 既設消火栓取替委託料	300 700
				15. 工事請負費	8,000		
9 教育費	1,676,385	9,507	1,685,892	351	9,156		
				諸収入	351		
( 2 ) 小学校費	390,446	861	391,307		861		
3) 学校施設整備費	17,000	861	17,861		861		
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	861		
[ 1 ] 施設保全整備事業	17,000	861	17,861		861	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	861	設計委託料	
( 3 ) 中学校費	126,641	4,600	131,241		4,600		
3) 学校施設整備費	7,000	4,600	11,600		4,600		
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	4,600		



[ 1]施設保全整備事業	7,000	4,600	11,600		4,600	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,600	調査委託料	
( 5)社会教育費	385,064	3,100	388,164		3,100		
5)青少年センター費	50,127	3,100	53,227		3,100		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,100		2,773
[ 2]施設維持管理事業	8,704	3,100	11,804		3,100	青少年センター	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,100	調査委託料	2,773
( 6)保健体育費	78,340	946	79,286		351		
				諸収入	351		
3)体育施設費	57,622	946	58,568		351		
				諸収入	351		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	946		51,969
[ 2]防災拠点管理運営事業	6,899	946	7,845		351	生涯学習課	
				諸収入	351		
				[大阪府南部防災拠点体育館利用料 351]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	946	施設維持管理委託料	3,796

款 9 教 育 費 項 6 保 健 体 育 費 目 3 体 育 施 設 費

## 款 13 災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 3 災害復旧費	8,000	15,000	23,000	15,000			
				市債 15,000			
( 1) 公共土木施設災 害復旧費	8,000	15,000	23,000	15,000			
				市債 15,000			
1) 公共土木施設災 害復旧費	8,000	15,000	23,000	15,000			
				市債 15,000			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	15,000		8,000
[ 1] 公共土木施設災 害復旧事業	8,000	15,000	23,000	15,000		道路課	
				市債 15,000			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 15,000]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	15,000	測量設計委託料	8,000
歳 出 合 計	21,217,519	335,296	21,552,815	265,547	69,749		
				分担金及び負担金 2,148			
				使用料及び手数料 783			
				国庫支出金 88,730			

				府支出金 3,480			
				繰入金 11,655			
				諸収入 351			
				市債 158,400			

款 13 災害復旧費      項 1 公共土木施設災害復旧費      目 1 公共土木施設災害復旧費

## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	106,500	16,213,359	249,900	16,356,759
(1) 土 木		5,435,397	85,400	5,520,797
(2) 農 林 水 産		277,203	18,100	295,303
(5) 民 生		308,260	300	308,560
(6) 衛 生	9,300	859,123	34,500	884,323
(7) 総 務	97,200	7,024,195	111,600	7,038,595
2. 災 害 復 旧 費	8,000	26,700	23,000	41,700
(1) 土 木	8,000	26,700	23,000	41,700
計	1,654,600	28,499,178	1,813,000	28,657,578

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,861,876		8,861,876	41.1
(2) 地方譲与税	143,300		143,300	0.7
(3) 利子割交付金	22,100		22,100	0.1
(4) 配当割交付金	38,800		38,800	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,700		5,700	—
(6) 地方消費税交付金	698,300		698,300	3.2
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,300		49,300	0.2
(8) 自動車取得税交付金	28,300		28,300	0.1
(9) 地方特例交付金	42,300		42,300	0.2
(10) 地方交付税	2,300,000	34,749	2,334,749	10.8
(11) 交通安全対策特別交付金	12,037		12,037	0.1
(12) 分担金及び負担金	252,268	2,148	254,416	1.2
(13) 使用料及び手数料	368,470	783	369,253	1.7
(14) 国庫支出金	3,936,750	88,730	4,025,480	18.7
(15) 府支出金	1,582,305	3,480	1,585,785	7.4
(16) 財産収入	9,406		9,406	—
(17) 寄 附 金	2,349		2,349	—
(18) 繰 入 金	1,003,251	46,655	1,049,906	4.9
(19) 諸 収 入	206,107	351	206,458	1.0
(20) 市 債	1,654,600	158,400	1,813,000	8.4
歳 入 合 計	21,217,519	335,296	21,552,815	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	281,037		281,037	1.3
(2) 総務費	1,895,220	41,356	1,936,576	9.0
(3) 民生費	10,360,574	△708	10,359,866	48.1
(4) 衛生費	1,596,346	34,934	1,631,280	7.6
(5) 農林水産業費	116,246	35,128	151,374	0.7
(6) 商工費	61,387		61,387	0.3
(7) 土木費	1,213,915	191,079	1,404,994	6.5
(8) 消防費	820,165	9,000	829,165	3.8
(9) 教育費	1,676,385	9,507	1,685,892	7.8
(10) 公債費	3,056,772		3,056,772	14.2
(11) 諸支出金	111,472		111,472	0.5
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	8,000	15,000	23,000	0.1
歳出合計	21,217,519	335,296	21,552,815	100.0

議案第7号

平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,860千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,908,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		743,368	8,960	752,328
	1) 一般会計繰入金	743,368	8,960	752,328
(5) 市債		372,700	61,900	434,600
	1) 市債	372,700	61,900	434,600
歳入合計		1,837,301	70,860	1,908,161



## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 事業費		200,071	70,860	270,931
	1) 下水道建設費	200,071	70,860	270,931
歳 出	合 計	1,837,301	70,860	1,908,161

第2表 地方債

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
下水道事業	千円 372,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内  6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還又は満期一括償還	千円 434,600	補正前と同じ	年%以内  補正前と同じ	補正前と同じ

平成26年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		743,368	8,960	752,328			
(1) 一般会計繰入金		743,368	8,960	752,328			
	1) 一般会計繰入金	743,368	8,960	752,328	1. 一般会計繰入金	8,960	
5 市 債		372,700	61,900	434,600			
(1) 市 債		372,700	61,900	434,600			
	1) 事 業 債	372,700	61,900	434,600	1. 下水道事業債	61,900	公共下水道事業債
歳 入 合 計		1,837,301	70,860	1,908,161			

款 5 市 債 項 1 市 債 目 1 事 業 債

歳 出

款 2 事 業 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 事 業 費	200,071	70,860	270,931	61,900	8,960		
				市債 61,900			
( 1 ) 下 水 道 建 設 費	200,071	70,860	270,931	61,900	8,960		
				市債 61,900			
1) 下 水 道 建 設 費	200,071	70,860	270,931	61,900	8,960		
				市債 61,900			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工 事 請 負 費	23,000 47,860		10,310 61,000
[ 1 ] 人 件 費 事 業	43,340	0	43,340	4,032	△4,032		
				市債 4,032			
				[公共下水道事業債 4,032]			
[ 2 ] 公 共 下 水 道 整 備 事 業	146,404	47,860	194,264	57,868	△10,008	下水道整備課	
				市債 57,868			
				[公共下水道事業債 57,868]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工 事 請 負 費	47,860		61,000
[ 3 ] 公 共 下 水 道 計 画 事 業	10,017	20,000	30,017		20,000	下水道整備課	

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	20,000	測量設計委託料	10,000
[ 4 ] 公共下水道管理 事業	310	3,000	3,310		3,000	下水道整備課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,000	測量設計委託料	310
歳 出 合 計	1,837,301	70,860	1,908,161	61,900	8,960		
				市債 61,900			

款 2 事 業 費 項 1 下 水 道 建 設 費 目 1 下 水 道 建 設 費

## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額				補 正 後 の 額			
	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込
下水道事業債		372,700		12,015,318		434,600		12,077,218

議案第8号

平成26年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度泉南市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	1, 829, 125千円	58, 756千円	1, 887, 881千円
第2項	営業外収益	281, 954千円	58, 756千円	340, 710千円
		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	1, 957, 907千円	95, 178千円	2, 053, 085千円
第1項	営業費用	1, 460, 351千円	95, 178千円	1, 555, 529千円

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人



平成26年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
A . 水道事業収益			1,829,125	58,756	1,887,881	
	2. 営業外収益		281,954	58,756	340,710	
		7. 長期前受金戻入	222,450	58,756	281,206	
		1. 長期前受金戻入	222,450	58,756	281,206	
合 計			1,829,125	58,756	1,887,881	

収益的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
B . 水道事業費用			1,957,907	95,178	2,053,085	
	1. 営業費用		1,460,351	95,178	1,555,529	
		7. 資産減耗費	5,000	95,178	100,178	
		47. 固定資産除却費	3,500	95,178	98,678	
合 計			1,957,907	95,178	2,053,085	